

生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画について

本町では、町内中小企業等の設備投資を支援するため、生産性向上特別措置法に基づく「導入促進基本計画」を策定し、平成30年6月11日付で国の同意を得ました。

これにより、中小企業者等が、計画期間内（平成30年6月11日から3年間）に、労働生産性を一定程度向上させるため、先端設備等を導入する計画を策定し、その計画が「導入促進基本計画」に適合する場合には、本町の認定を受けることができます。

○導入促進基本計画について

計画期間：平成30年6月11日から3年間

※計画内容は、下記「関連書類欄」の『導入促進基本計画』をご覧ください。

○制度の概要について

町の認定を受けた中小企業等は、一定の要件を満たした先端設備の導入を行った場合、固定資産税の課税標準が特例割合として3年間ゼロになるとともに、国からのものづくり補助金等の優先採択を受けることも可能となります。

また認定された事業者は、資金調達に際し債務保証に関する支援を受けることも出来ます。

※制度の詳細は、下記「関連リンク欄」の『中小企業庁ホームページ』をご参照ください。

○中小企業等が先端設備等導入計画の認定申請する際の手続きの流れ

計画の認定申請にあたっては、まず、先端設備等計画の目標が達成されることが見込まれることについて、経営革新等支援機関（わかさ東商工会、金融機関等）による事前確認を受けてください。

その後、次の書類を若狭町役場総合戦略課 特産振興室に提出してください。ご提出いただいた後、町で審査し、「導入促進基本計画」に適合する場合には、認定書を発行します。

【申請書類】

(1) 先端設備等導入計画に係る認定申請書・先端設備等導入計画（※）

【記載例】先端設備等導入計画に係る認定申請書・先端設備等導入計画（※）

(2) 先端設備等導入計画に関する確認書（認定経営革新等支援機関確認書）

(3) 未納がないことの証明書（若狭町役場税務住民課にて、1枚300円で発行しています。）

【固定資産税の特例を受けるためには、次の追加資料が必要となります。】

(4) 先端設備等に係る誓約書（※）

(5) 工業会等による先端設備等に係る生産性向上要件証明書の写し

（※）の様式は、下記「関連書類欄」から取得してください。

なお、先端設備等導入計画の申請・認定前までに、工業会の証明書が取得できなかった場合でも、認定後から賦課期日(1月1日)までに、(4)誓約書、(5)工業会証明書を追加提出することで、固定資産税の特例を受けることが可能です。

※設備導入は、計画認定後でなければなりません。町の計画認定を受ける前に導入された設備は対象となりませんので、ご注意ください。